

敷地内の施設配置方針

新総合体育館の外構にあたる公園部分の施設配置方針を以下に整理する。

■基本計画方針

- 体育館をはじめとする新規整備施設は、既存の各務原スポーツ広場公園及び南側道路沿いの駐車場と一体的に配置し、全体として総合運動防災公園として機能させる。
- 新規に整備する主な機能としては、体育館を中心に、芝生広場ゾーン、センタープラザゾーン、遊戯施設ゾーンとし、これらの利用者に対応した駐車ゾーンを確保する。
- 計画対象地の立地特性から、車によるアクセスが主体となることが想定され、西側至近に位置する主要地方道 江南関線及び、南側至近に位置する国道 21 号からのアプローチに対応し、計画区域北側の東西道路及び、区域東西両側を南北に通過する2道路をメインアプローチとし、それぞれ駐車スペースへと導入する。

■動線計画

1. 車両動線

- 主要地方道 江南関線からのアプローチに対応して、計画区域北側の東西道路及び、北側の既存施設ゾーン中央部から南に延びる既存道の拡幅とともに、計画敷地東側の南北道路から導入を図る。
- 東西道路南側の既存駐車スペース（ $137+73=210$ 台）のうち、南北道路東側沿いの26台を除く184台分を存置することに加えて、以下の台数を新たに整備する。
- 体育館西側の南北道路西側に240台の駐車スペースを確保する。
- 東側南北道路から導入する駐車スペースに180台を確保する。
- 敷地北側道路よりアクセスする駐車スペースとして、北東角部に125台を配置する。
- さらに、センタープロムナード北側に155台の駐車スペースを確保する。
- これにより、新規計画駐車台数として700台を確保する。（減少26台分含む）
- 体育館南側には、管理用車両スペースとして、別途50台の駐車場を確保する。

2. 歩行者動線

- 計画区域西側の駐車スペースからの歩行者動線は、南北道路沿いに設定する広幅員の歩行者動線によってセンタープロムナードに導入し、体育館及びセンタープラザゾーンへと導く。
- 同様に計画敷地東側の歩道付き道路からは、エントランススペースを設定し、センタープラザゾーンへ動線を設定する。
- 北東側及び東側駐車スペースからは、隣接する芝生広場ゾーン外周の歩行者動線を利用しセンタープラザゾーンへと導入を図る。

3. 自転車動線

- 車以外のアクセス手段として相当量の自転車利用が考えられるが、計画対象地の東西両方向の道路から導入し、体育館北側に65台、東側に130台の駐輪スペースを確保する。

■空間構成計画

1. センタープロムナード

- 西側のエントランススペースからセンタープラザゾーンまでをつなぐ空間は、隣接する体育館と一体的な「道広場」的なプロムナード空間とする。
- シンボリックなメインストリートとしての景観形成を図るとともに、体育館利用者には憩いの空間として機能させていく。

2. センタープラザゾーン

- センタープロムナードの焦点となる公園の中心空間として、シンボル広場として演出しながら、体育館、芝生広場ゾーン、遊戯施設ゾーンを一体的につなぐ広場空間を確保する。
- 防災公園の位置づけから、周辺にマンホールトイレ、かまどベンチ、耐震性貯水槽、防災備蓄倉庫等の災害応急対策施設を備えた防災対応スペースを併設する。
- センタープロムナードからセンタープラザゾーン、芝生広場ゾーン外周部には、東西方向に山の前水路が通過しており、蓋掛けにより舗装広場空間として活用する。
- 体育館の北東角部を半屋内空間として計画することで、センタープラザと一体的な交流広場空間として機能させることが可能である。

3. 芝生広場ゾーン・遊戯施設ゾーン

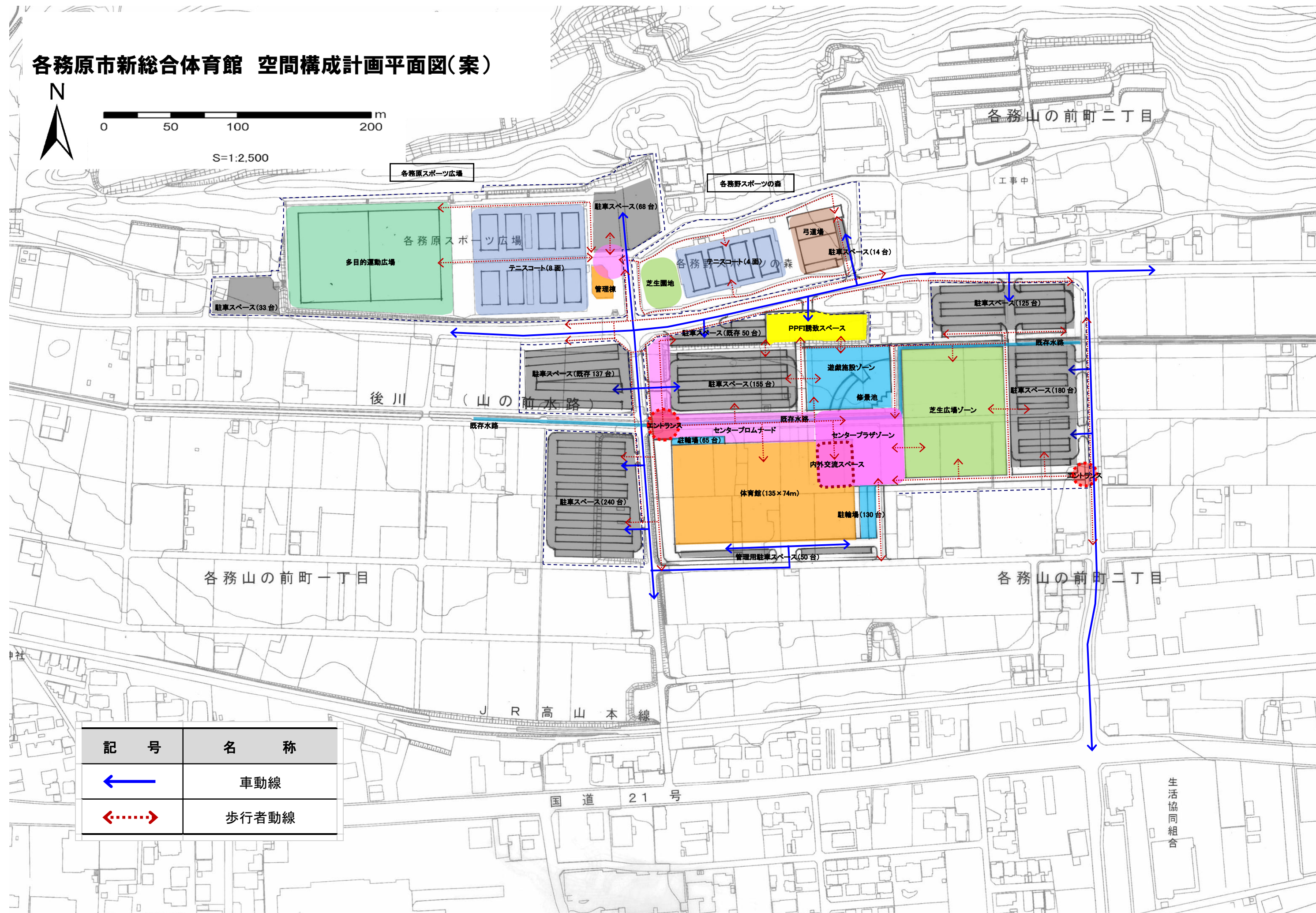
- 体育館競技者のウォームアップスペース、多目的な運動・レクリエーションスペースとして 95m×75mの大芝生広場をセンタープラザゾーンの東側に配置するとともに、災害時におけるヘリポートの利用も検討する。
- センタープラザゾーンの北側には修景池を含む遊戯施設ゾーンを配置し、ピクニック、子ども遊び、親水空間としての利用を想定し、体育館内の交流スペースと一体的に子育て世代の利用を想定する。

各務原市新総合体育館 空間構成計画平面図(案)



0 50 100 200 m

S=1:2,500



記 号	名 称
←	車動線
←.....→	歩行者動線